

消費生活用製品安全法に関する質問について

令和6年11月27日 製品安全課

|      |  |
|------|--|
| 項 目  | 乗車用ヘルメットに関する PSC 表示について  |
| 【質問】 | 公道使用不可として販売される乗車用ヘルメットは、PSCマークの対象外製品となるか。  |
| 【回答】 | 商品を公道使用不可として説明して販売した場合でも、消費者が製品の形状等から乗車用ヘルメットとして誤認して使用する恐れがある。このため、仮に公道使用不可として販売するのであれば、消費者が一見してわかるよう、乗車用ヘルメット本体に14ポイント（4.9ミリメートル）以上の活字で、公道使用不可である旨の表記をして販売する必要がある。レース競技専用として販売する製品についても同様である。 |